

保釈許可決定

被告人 甲野 太郎
昭和〇年〇月〇日生

被告人に対する傷害被告事件について、平成〇年〇月〇日弁護人楠洋一郎から保釈の請求があったので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主文

被告人の保釈を許可する。

保証金額は金200万円とする。

保釈後は、下記の指定条件を誠実に守らなければならない。これに違反したときは、保釈を取り消され、保証金も没取されることがある。

指定条件

- 1 被告人は、東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 甲野花子方に居住しなければならない。
住居を変更する必要ができたときは、書面で裁判所に申し出て許可を受けなければならない。
- 2 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない（出頭できない正当な理由があれば、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない。）。
- 3 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 4 海外旅行または3日以上の旅行をする場合には、前もって、裁判所に申し出て、許可を受けなければならない。
- 5 乙山友子その他の本件事件関係者に対し、直接または弁護人を除く他の者を介して面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない。

平成〇年〇月〇日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判官 ○○ ○○ 印

これは謄本である。

同日同序

裁判所書記官 ○○ ○○ 印

*登場人物は全て架空の人物です。